

おめでとうございます！
叙勲・褒章・大臣表彰を受けられた皆さん



藍綬褒章
千代善一さん
(上砥山)

昭和61年から消防団員として活躍。消防団の育成強化はもとより、災害時の消防活動などに尽力。現在、栗東市消防団副団長。

栄誉ある章をいただき光栄です。職場の上司、同僚、消防団の仲間、そして何よりも家族に心より感謝しています。



瑞宝双光章
角谷好次さん
(小野)

40年間、警察官として主に交通警察部門で活躍。交通部の幹部として交通事故防止施策を企画実施するなど、治安の維持に大きく貢献。

名誉ある章をいただき、身に余る思いです。皆さまのお支えがあったからこそと深く感謝しております。



旭日双光章
山田隆一さん
(安養寺)

滋賀県歯科医師会理事など役職を歴任。県民の歯科保健水準の向上と、地域住民の健康な歯の保持増進、公衆衛生の啓発実践に尽力。

名誉な章をいただき、身の引き締まる思いです。皆さまのご支援、ご指導のお陰と深く感謝しております。



文部科学大臣表彰
葉山小学校

児童による本の読み聞かせや本のスタンプラリーなど、児童の主體的な啓発活動や全校朝読書の実施、学校全体で読書意欲を高める取り組みが評価され、子どもの読書活動の優秀実践校として表彰を受ける。滋賀県内小学校で受賞したのは葉山小学校のみ。



厚生労働大臣
特別表彰
國松靖子さん
(出庭)

15年の長きにわたり民生委員児童委員として、地域住民と行政とのつなぎ役となり活躍。

今回の表彰を光栄に思います。地域の皆さまのおかげで長い間つとめることができました。深く感謝しています。



厚生労働大臣
特別表彰
奥村猛さん
(高野)

18年の長きにわたり民生委員児童委員として地域福祉、とりわけ高齢者福祉の推進に寄与。

本当に長い間、皆さまのおかげで無事につとめあげることができました。今回の受賞を光栄に思います。

企業版ふるさと納税による
寄附をいただきました

企業版ふるさと納税は、自治体が行う地方創生の取組みに賛同した企業がその収益の一部を寄附し、社会貢献やまちづくりを応援する制度です。

市では、令和3年度からこの制度を活用して企業からの寄附を募り、「栗東市まち・ひと・しごと創生推進計画」に掲げる取組みを推進しています。

次の企業から寄附をいただき意向に沿った事業に活用させていただきました。

大成興業株式会社

(大阪府中央区)

100万円

【活用事業】

「若い世代の出産・子育ての希望をかなえる事業」

保育所管理運営経費(園のおさんぽ車の購入)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(東京都渋谷区)

10万円

【活用事業】

「若い世代の出産・子育ての希望をかなえる事業」

乳幼児健診事業(フードモデルの購入)

園地方創生企画課

ふるさと納税・馬事業推進室

TEL 5511-1808 FAX 5541-123

令和4年度くりちゃんバス・タクシーの利用状況

「くりちゃんバス・タクシー」は、皆さんの日常生活における地域の身近な交通手段として活躍しています。

令和4年度(令和3年10月～令和4年9月)は、合計70,836人にご利用いただき、前年度と比較して約5千人増となりました。今後も利用状況の把握などをもとに、より多くの人に利用いただけるよう取り組んでいきます。お出掛けの際には、ぜひ「くりちゃんバス(草津・栗東・守山くるっとバス)・タクシー」をご利用ください。

市ホームページ

くりちゃんバス・タクシー路線図・時刻表



インターネット検索の場合は「くりちゃんバス」で検索してください。

<令和4年度(令和3年10月～令和4年9月)の利用状況等>

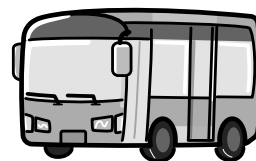
◆くりちゃんバス・タクシー利用者数

路線名	年度当たり利用者数(千人)
大宝循環線	22.7
宅屋線	17.6
草津駅・手原線	18.4
葉山循環線	3.5
治田金勝線	4.3
金勝循環線(タクシー)	4.3
合計	70.8

◆収支状況

※運行費のみ

科目	金額
収入	7,530万円
経常収益(運送収入など)	1,170万円
市補助金額	4,640万円
国補助金額等	1,720万円
支出	7,530万円
経常費用(人件費・燃料費など)	



バスがいつ来るかわかります！ バスロケーションシステムのご案内

バスロケーションシステムとは、GPSでバスの位置情報を収集し、バスの「到着予測時刻」や「現在位置」などをお手持ちのパソコン、スマートフォンからリアルタイムに閲覧できる便利なサービスです。また、乗りたいバス停から何時にバスが出発するのか、どこで乗り換えるのかなどの乗換案内検索もできます。

◆バスロケーションシステムへの接続方法

インターネット検索の場合は「近江鉄道バス バスロケ」「帝産湖南交通 バスキタ」と検索してください。

サイト名	近江鉄道バス ロケーションシステム	バスキタ！帝産
バス運行业者	近江鉄道株式会社	帝産湖南交通株式会社
対象路線	くりちゃんバス(くるっとバス)： 大宝循環線、宅屋線	くりちゃんバス：草津駅・手原線、葉山循環線、治田金勝線 市内路線バス：金勝線、栗東市役所循環線、岡・小柿循環線
システムに関する 問合せ先	近江鉄道株式会社(自動車部) 滋賀県彦根市駅東町15番1 TEL0749-22-3306	帝産湖南交通株式会社 滋賀県草津市山寺町188番地 TEL077-562-3020

国土交通課 交通政策係 TEL551-0291 FAX552-7000

私が受けられる
けん診は何だろう？



18～39歳

- ・プレ特定健診

20～39歳

- ・子宮頸がん検診

40歳代

- ・子宮頸がん検診
- ・乳がん検診(2方向)
- ・大腸がん検診
- ・肺がん・結核検診
- ・胃がん検診(胃部レントゲン検査)
- ・肝炎ウイルス検診

50歳代

- ・子宮頸がん検診
- ・乳がん検診(1方向)
- ・大腸がん検診
- ・肺がん・結核検診
- ・胃がん検診(胃部レントゲン検査、胃内視鏡検査)
- ・肝炎ウイルス検診

65歳以上

- ・子宮頸がん検診
- ・乳がん検診(1方向)
- ・大腸がん検診
- ・肺がん・結核検診
- ・胃がん検診(胃部レントゲン検査、胃内視鏡検査)
- ・肝炎ウイルス検診
- ・結核検診

けん診のお知らせ

プレ特定健診

受診料 1,800円



子宮頸がん検診 (女性のみ)(2年度に1回)

受診料 1,500円
※受診券が必要

乳がん検診 (女性のみ)(2年度に1回)

受診料 1,900円
(40歳代、マンモ2方向)
1,400円
(50歳以上、マンモ1方向)
※受診券が必要

大腸がん検診 (毎年)

受診料 500円

肺がん・結核検診 (毎年)

受診料 レントゲン・喀たん検査
それぞれ700円
※令和5年度より肺がんの個別検診がスタートします!

肝炎ウイルス検診 (一生に1回)

受診料 1,000円

胃がん(胃部レントゲン)検診 (2年度に1回)

受診料 900円
※50歳以上の人は受診券が必要

胃がん(胃内視鏡)検診 (2年度に1回)

受診料 3,100円
※50歳以上の人は受診券が必要

結核検診 (毎年)

受診料 無料

栗東市で亡くなった人のうち約4人に1人がガンで亡くなっています。早期のガンはほとんど自覚症状がないため、けん診を受診して早期発見に努めることが重要となります。定期的に市のけん診を受診し、健康の維持増進につなげていきましょう!!!

【参考】滋賀県令和2年度統計書 死因別死亡者数

◆受診する施設で示されている感染症対策にご協力ください。

◆けん診を受ける部位について自覚症状がある人、治療中あるいは経過観察中の人、身体状況によってはけん診の対象外となります。

◆市のけん診を受けて『要精密検査』となった場合、必ず精密検査を受診してください。

詳細は「広報りっとう」4月号折込の「健康づくりカレンダー」または、市ホームページをご覧ください。



閩健康増進課 TEL554-6100 FAX554-6101

閩健康増進課
TEL 554-6100
FAX 554-6101

受診料 無料

(お持ちの人のみ)

療被保険者証、健康手帳

質問票、後期高齢者医

持ち物 受診券(黄色)、

11月30日

期間 6月1日～

内をご覧ください

場所 受診券に同封の

「各種けん診のご案内」

※対象者には5月下旬頃

送付しています

の人の

対象 「後期高齢者健康

診査受診券」をお持ち

の人の

い。

で、引き続きかかりつけ

医院を受診してください。

査の対象となりませんの

で受診中の人は健康診

見・治療を目的としてい

ます。すでに生活習慣病

は、生活習慣病の早期発

見・治療を目的としてい

は、生活習慣病の早期発

見・治療を目的としてい

は、生活習慣病の早期発

見・治療を目的としてい

は、生活習慣病の早期発

見・治療を目的としてい

後期高齢者健康診査が
始まります!

特定健康診査(特定健診)・特定保健指導を受けましょう

特定健康診査(特定健診)

6月1日から、栗東市国民健康保険に加入されている40～74歳の人を対象とした特定健診が始まります。

特定健診は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防を目的に毎年実施しており、無料で受けることができます。

対象者には5月下旬に受診券を送付しています。

対象者 栗東市国民健康保険に加入している40～74歳の人

受診場所 左記①～②のいずれか1か所

①滋賀県内の実施医療機関(一部医療機関は予約要。土曜日実施医療機関有)

②全国健康保険協会滋賀支部が実施する集団健診の健診会場(予約要)

※複数の受診は出来ません

※②は健診実施日が決まっています

※受診希望が集中した場合、希望日に受診できない場合があります

※受診する施設で示される感染予防対策にご協力ください

実施期間 6月1日(木)～11月30日(木)

持ち物 国民健康保険被保険者証、特定健診受診券、記入済み質問票、前年度の健診結果票(お持ちの人のみ)

費用 無料

早期受診の特典

令和5年10月末までに特定健康診査を受診した人には本市オリジナルQUOカード1,000円分をプレゼントします。

QUOカードの送付は令和6年3月を予定しています。

次の人もQUOカード特典の対象です。

服薬・通院中の皆さん

治療に伴う検査には、特定健診の検査項目が多く含まれているため、特定健診に該当する検査データの提供をお願いします。

「特定健診受診券」と「被保険者証」をお持ちの上、かかりつけ医療機関(特定健診実施機関)にご相談ください。データの提供をいただくことで特定健診を受診したことになります。

※特定健診の基本的な検査項目を全て満たしていること

勤務先で健診を受けた皆さん

勤務先などで健診を受けた人のうち、必要な検査項目を満たしている場合、健診結果を提供すると、特定健診を受診されたものとして扱います。あらかじめ特定健診を受診する必要はありません。

健診結果の提供に協力いただける場合は、保険年金課までご連絡ください。※特定健診の基本的な検査項目を全て満たしていること

特定健康診査は、BIWA-TEKUの対象事業です。

BIWA-TEKUアプリをダウンロードして、ウォーキングを楽しみましょう!!
特定健康診査を受診したら登録をしましょう。



国民健康保険係

TEL 551-1807
FAX 553-0250

特定保健指導

特定健診の受診結果をもとに、メタボリックシンドロームの該当者やそのリスクのある人を対象に、生活改善の情報提供、継続的な支援(3か月以上)などを行います。

対象者 特定健診の結果、生活習慣病発症の可能性が高いと判定された人

※対象者には別途案内します

健康増進課 健康づくり推進係

TEL 554-6100
FAX 554-6101

介護保険料納入通知書を送付します

65歳以上の人に、令和5年度の介護保険料納入通知書を6月中旬に送付しますので、保険料と納付方法をご確認ください。

保険料

・年間の保険料は本人や世帯の状況、前年の所得などにより決定し、第1段階(2万2,680円)～第11段階(16万2,540円)の11段階に分かれます。

納付方法

・年金が年額18万円未満の人
↓納付書や口座振替(普通徴収)で納めます。

・年金が年額18万円以上の人
↓年金から引去り(特別徴収)になります。

※年金が年額18万円以上でも、普通徴収となる場合があります。

(例)最近65歳になった人、最近転入した人、修正申告などにより年度途中で保険料が増額になった人など

※特別徴収の人や、口座振替の人は納入通知書のみを送付となります(納付書の送付はありません)

介護保険課 介護保険係

TEL 551-0281
FAX 551-0548

無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。

令和5年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

6月23日から29日は「男女共同参画週間」です。私たちの日常生活や職場などさまざまな場面で起きている無意識の思い込み「アンコンシャス・バイアス」について、この機会に考えてみませんか？

「アンコンシャス・バイアス」って何？

「無意識の偏ったモノの見方」のことです。他にも、「無意識の思い込み」、「無意識の偏見」などと表現されることもあります。

どのような場面で起っている？

- ・「年配者(高齢者)は頭が堅いよね」
- ・「男性は仕事をして、家計を支えるべきだ」
- ・「女性は女性らしい服装を着るべきだ」…

アンコンシャス・バイアスに気づかずにいると、そこから生まれた言動が知らず知らずのうちに相手を傷つけたり、自分自身の選択肢や可能性を狭めてしまいかもしれません。自分の言動が、思い込み・先入観・固定観念にとらわれていないか、考えてみましょう。

岡自治振興課 男女共同参画推進係

TEL 55110290

FAX 55110432



令和5年度から適用される 主な税制改正

住宅ローン控除の特例の見直し

住宅ローン控除の適用期限が4年延長(令和7年12月31日までに入居した人が対象)となります。また、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した人については、従来の所得税の課税総所得金額等の7%(限度額13万6,500円)から所得税の課税総所得金額等の5%(限度額9万7,500円)へ控除限度額が引き下げられました。(注)

(注)令和4年中に入居した人のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得などに係る契約を締結した場合は7%(限度額13万6,500円)となります。

未成年者に対する 非課税措置の対象年齢の引き下げ

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳未満から18歳未満に引き下げられました(ただし既婚者または婚姻歴がある人は18歳未満であっても未成年とみなされません)。

個人住民税では、未成年者で前年の合計所得金額が135万円以下の場合、非課税とする措置があります。令和4年度までは1月1日時点で18歳または19歳の人は、この措置の対象でしたが、今回の改正により令和5年度からは成年となるため、この非課税措置の対象外となります。

岡税務課 市民税係

TEL 55110106

FAX 55112010



6月に令和5年度 市民税・県民税納税 通知書を送付します

所得税は国に納めていただく税金(国税)で、地方自治体(市町村、都道府県)に納めていただく税金(地方税)が住民税(市県民税)です。

住民税は、1月1日(賦課期日)現在、住民登録のある市町村が前年中の所得をもとに課税します。

住民登録がなくても、1月1日現在、生活の本拠がその市町村にあった場合は、その市町村が課税します。

給与所得にかかる住民税は、給与からの引き去り(特別徴収)となり、勤め先を通じて納税通知書を送付します。特別徴収以外の人は、6月に納税通知書を送付します。公的年金などにかかる住民税は、年金からの引き去り(特別徴収)、その他の所得にかかる住民税は納付書または口座振替による納付(普通徴収)となりますので、納め忘れのないようお願いいたします。

岡税務課 市民税係

TEL 55110106

FAX 55112010

市内空き店舗等を新たに活用する 事業者を支援します！



本市では、栗東駅・手原駅周辺の賑わい創出と地域経済活性化に向けて、指定区域内における空き店舗などの減少と商環境の向上のため、新規出店者や空き店舗等所有者に必要な経費の一部を補助する「栗東市空き店舗等活用促進事業補助金」制度を実施しています。

対象区域

栗東駅周辺および手原・安養寺周辺地区

※区域の詳細は市ホームページ・商工観光労政課で閲覧できます

対象者

- ・新規出店者
- ・新規出店者が入店する店舗の所有者

対象業種

小売業、飲食業、サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉業

補助対象経費・補助金額

- ・店舗改装(修繕)費…… 補助対象経費の10分の2 限度額20万円
 - ・店舗賃借料…………… 補助対象経費の10分の2 月額5万円(12か月)
 - ・広報宣伝費…………… 補助対象経費の10分の5 限度額5万円
- ※広告宣伝費は、申請書に記載の営業開始(予定)日から3か月以内に着手するもの

※りっとう創業塾の修了者などは補助率と限度額の引上げ有

※申請前に店舗の賃貸借契約や工事請負契約を締結している場合などは対象外

●昨年度の補助対象事例



▲「居酒屋よってや」
栗東市安養寺八丁目4-1

商工観光労政課
商工・地域経済振興係
TEL 551-0236 FAX 551-0148

制度の詳細や申請書は、市ホームページに掲載しています。



令和4年度空き家等現況調査の結果

■空き家等現況調査

全国的な人口減少の影響により、本市も将来的には人口減少が予想され、それに伴い空き家の数の増加が危惧されています。

3年に1度の「空き家等現況調査」を令和4年度に行いました。この調査は、空き家の所在地、戸数と管理状態など、今後の空き家対策の取組みを進めていく中で必要となる基本的な情報を収集するものです。結果の推移を見ると市内の空き家の数は増加傾向にあります。

■管理不全空き家の増加とリスク

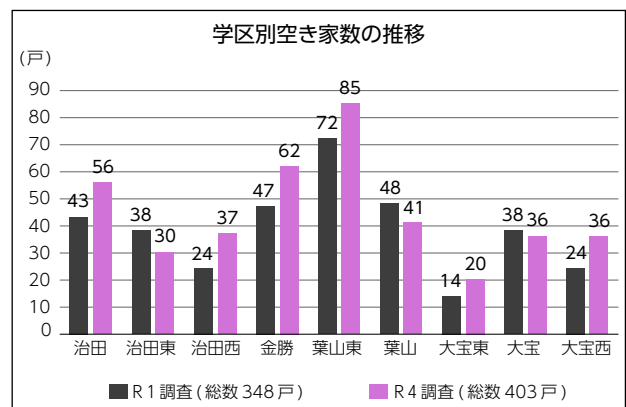
敷地内の草木が繁茂し隣家や道路に出ている、窓や屋根瓦の破損が見られるなどといった管理不全空き家が増えています。放置すると倒壊や瓦の飛散などで近隣住民へ被害が及ぶ可能性が高まります。

■空き家を所有する皆さんへ

所有している空き家の屋根瓦などが破損・剥落していないか、窓やドアのガラスが割れていないかなど、定期的な確認をお願いします。

■空き家でお困りの人へ

空き家所有者や近隣住民の相談を受け付けています。空き家の所有者と、利活用を希望する人とのマッチングを行う「りっとう空き家バンク」の登録もおすすめます。



商住宅課 住宅係
TEL 551-0347 FAX 552-7000



りっとう空き家バンク



新型コロナワクチン接種のお知らせ

最新の情報は
市ホームページを
ご覧ください。



令和5年春開始接種が始まっています

接種期間

令和5年5月8日～8月31日

接種対象者

初回(1・2回目)接種を終了している5歳以上の人のうち、①65歳以上 ②基礎疾患などのある人 ③医療機関・高齢者施設などの従事者

接種券

対象の人には前回の接種日から3か月を経過した時期から接種券を発送しています。従来型ワクチンによる4回目接種時(令和4年6月以降)に、基礎疾患などがあると申請された②および③の人には、順次接種券を発送しています。それ以外の人で②または③に該当する人は申請が必要です。

※60～64歳の人への接種券

従来型ワクチンによる4回目接種時は、条件が年齢のみでしたが、今回の接種(令和5年春開始接種)では上記の②または③に該当している必要があります。接種希望の人は、申請が必要です。

申請方法

1. コールセンター
2. 電子申請
3. 窓口



電子申請

令和5年春開始接種の対象でない人の追加接種

次に接種できるのは令和5年9月以降(令和5年秋開始接種)になります。詳細が決まり次第、お知らせします。

初回接種

生後6か月以上の人の初回接種は、令和6年3月31日まで引き続き接種することができます。



個別接種

転入された人の接種券

接種状況を把握するため申請に基づき発行しています。接種希望の人は、申請をお願いします。



転入された人の
接種券の
発行について

予約や接種に関する一般的な相談の問合せ

【栗東市新型コロナワクチン接種コールセンター】

TEL 0120-826-567 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～17:00 (毎日)

健康増進課 ワクチン接種推進室

TEL 554-6155 FAX 554-6156



不法投棄は法律で 禁じられています

不法投棄は人目につかない場所や、管理が不十分な場所でも多く見られます。土地の所有者は、雑草の除去など、ごまめな管理を心がけてください。

家庭のごみは決められた集積場に出してください。事業所や店舗のごみは出すことができません。

間違った出し方をすると、不法投棄と見なされることがあるので注意しましょう。

もし、投棄者に遭遇したら、むやみに接触することは避け、草津警察署(TEL 563-0110)または左記へご連絡ください。

全国「ごみ不法投棄監視ウィーク5月30日(ごみゼロの日)～6月5日(環境の日)」

不法投棄監視員やボランティアの皆さんとともに監視パトロールに取り組み、この期間は特に活動を強化しています。

不法投棄ボランティア監視員募集!

普段の買い物や通勤、散歩などのお出かけの際にパトロールをしていただきます。左記までお問合せください。

未然防止と早期発見には地域の皆さんとの連携が欠かせません。積極的なご協力をお願いします。

環境政策課 生活環境係

TEL 551-0341

FAX 551-0148



イエローチョーク 作戦

「イエローチョーク作戦」とは、放置された犬のふんの周りを黄色いチョークで囲み、日時を書くことで、地域が見ていることを飼い主に認識させ、飼い主のモラルに訴え、ふんの放置をなくす啓発活動です。

準備物

黄色のチョーク(環境にやさしい炭酸カルシウム製チョークが望ましい)

※チョークは環境政策課窓口(市役所2階)で無料配布しています

方法

- ① 放置されているふんを黄色いチョークで囲み、発見日時を書く。
- ② ふんは片付けず、時間を変えて現場を見る。
- ③ あるとき「再びふんを囲み、確認日時を書く。

「ないとき」→「なご」と書いて、確認日時を書く。

③ 予防には、「パトロール中」と記載する。

※許可なく私有地に書かないようにしてください

環境政策課 生活環境係

TEL 551-0341

FAX 551-0148

6月は「土砂災害防止月間！」

毎年6月は「土砂災害防止月間」です。

これから梅雨や台風の時期を迎え、雨の多い季節になります。がけ崩れ・地すべり・土石流などの土砂災害は、強い雨が原因となり、山や崖がある地域ではどこでも起こる可能性があります。普段から周辺のがけ地などの変化に注意するとともに、避難場所や避難経路を確認するなど「口頃の備え」と「早めの避難」を心がけ、万一の災害に備えましょう。

市内では、滋賀県により土砂災害警戒区域が148箇所、うち特別警戒区域が107箇所指定されています。詳細は、栗東市総合防災マップまたは市ホームページに掲載しています。

国土木交通課
管理・用地係

TEL 551-0292
FAX 552-7000

■土砂災害とその前兆

土砂災害ではいくつかの前兆現象が現れることがあります。日頃より前兆現象の正しい知識を持っておき、それらの現象に気づいたときは、速やかに避難しましょう。

土石流の前兆

山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象



がけ崩れの前兆

降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象



地滑りの前兆

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象

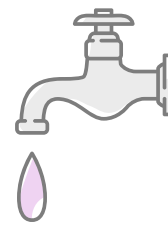


■避難のタイミング

土砂災害は、非常に速いスピードで襲ってきます。危険だと思ったときには、外はすでに身動きのとれない状況になっている可能性もあります。避難勧告が発令されても広報車や防災無線の音声か暴風や豪雨で家の中まで届きにくいことがあります。テレビやラジオなどの気象情報や周囲の状況に注意し早めの避難行動をとりましょう。

6月1日(木)～6月7日(水)は「水道週間」です

「水道水 安心・安全 これからも」
水道は、わたしたちの快適な暮らしを支える、日常生活になくてはならない重要な生活基盤です。



本市水道事業でも、市民の皆さんに「安全でおいしい水」を安心して利用いただくために、水質や施設の適正な管理に日々取り組んでいます。今後も、良質な水を供給できるように水道施設の整備・改良を進めるとともに、地震などの災害に強いライフラインの構築に努めます。

水道の蛇口を開ければ、当たり前のように出てくる水道水。この機会に、限りある資源である水道水の大切さについて見つめなおしてみましよう。

■皆さんへお願い

水道メーターから宅内側の水道管は個人の財産であり、所有者・使用者の皆さんの管理になります。水漏れチェックのため、ご家庭でも水道メーターを時々確認していただくとともに水道メーター検針にご協力ください。

※確認方法は、検針時にお渡ししている「水道使用水量等のお知らせ」の裏面または市ホームページに掲載しています。

国土下水道課 管理係

TEL 551-0135
FAX 554-3866

油の流出に注意してください

毎年、市内で油類の流出事故があり、令和4年度は11件発生しました。

発生の原因は家庭からの灯油流出や交通事故などさまざまです。

油類の流出事故が発生すると、周辺の生活環境や生態系に影響を与えるだけでなく、農業などにも大きな影響を及ぼすこともあります。また、環境汚染の拡大を防止するため、油の回収、水路の清掃などが必要となり、これらの作業にかかる費用は原因者の負担となります。

油類を流出した場合や油類が流れている現場を発見した場合は、すぐに市または消防署へ連絡してください。

■事故の未然防止のために

屋外で灯油を給油するときは、目を離さず、容器からあふれないようにしましょう。

灯油タンクに亀裂や破損がないか点検しましょう。

不要になった灯油は用水路や側溝に流さず、販売店に相談するなど適切に処分しましょう。

環境政策課 環境政策係

TEL 551-0336
FAX 551-0148